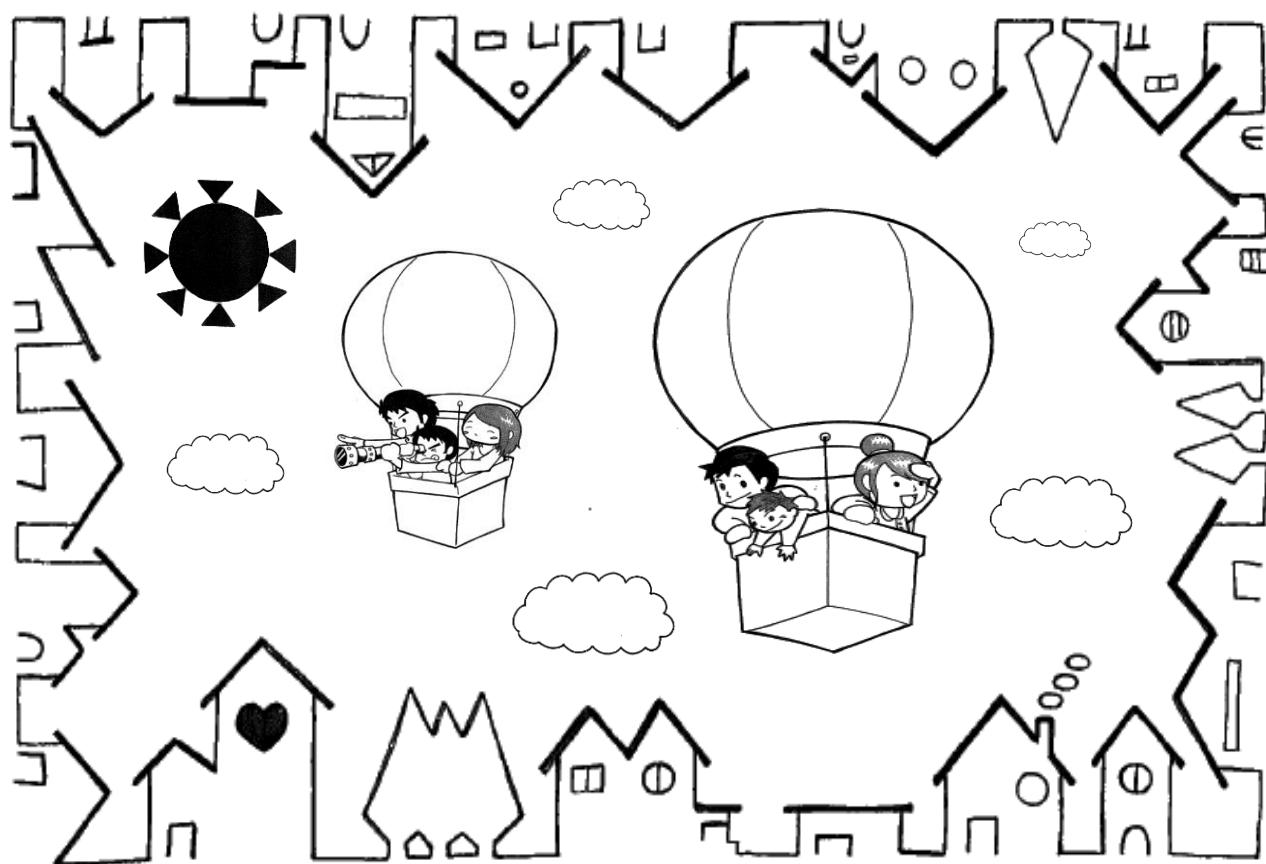


～ 本市の拠点で住宅を取得する方に ～

ようこそ宇都宮へ！マイホーム取得支援事業補助金

申込みの手引き 令和3年度版



◎ この制度は、本市の拠点への定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的に、本市の拠点に住宅を取得し、市外から転入、新たに転居する世帯に対して、住宅取得費用の一部（市外転入者 上限60万円、市内転居者 上限30万円）の助成を行うものです。なお、補助申請につきまして、対象区域、収入などの資格要件がありますので、本手引きをご覧ください。



対象区域

◎本補助金の補助対象区域は以下のとおりです。

①「宇都宮市立地適正化計画」で定める以下の区域

高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域

②「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等で定める地域拠点や小学校周辺において地区計画を定めた区域

- ・グッドライフタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ・さつきタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ・緑の丘金井久保地区計画区域（中岡本町地内）

③ 既に地区計画を定めている区域

- ・篠井ニュータウン地区計画区域（下小池町地内）
- ・宝木新里ニュータウン地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ・フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ・城西ニュータウン地区計画区域（田野町、田下町及び大谷町地内）

※ ①のエリアについて、ホームページ上の「宇都宮市まちかど情報マップ」をご覧ください。

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『▽地区切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、下のほうにある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 画面上側の『住所から探す』を選択し、補助対象の住所地を入力し『検索』確認 補助対象の住所地が、青色（水色）の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色（ピンク色）の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります（※誘導区域の内外にかかる場合や、境界付近に所在する場合は、都市計画課（028-632-2563）へお問合せください。）。

※ ②、③のエリアについて、ホームページ上の「宇都宮市都市計画情報マップ」をご覧ください

補助対象となる7地区（篠井ニュータウン地区計画区域、宝木新里ニュータウン地区計画区域、フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域、城西ニュータウン地区計画区域、グッドライフタウン氷室地区計画区域、さつきタウン奈坪地区計画区域、緑の丘金井久保地区計画区域）については、下記の手順で確認できます。

手順1 宇都宮市都市計画情報マップを開き、利用条件に『同意する』で検索画面へ

手順2 検索画面左側の『操作ツール』⇒『▽表示設定』のチェックボックスから、下のほうにある『地区計画区域』にチェックを入れます。（他のチェックボックスはチェックを外してください。）

手順3 画面上側の『住所から探す』を選択し、補助対象の住所地を入力し『検索』確認 補助対象の住所地が、青い斜線の面に含まれていれば『地区計画区域』に該当となります（※区域の内外にかかる場合や、境界付近に所在する場合は、都市計画課（028-632-2563）へお問合せください。）。

※ その他、住宅政策課（市役所9階）窓口でもエリアを、確認できます。

※ 「宇都宮市まちかど情報マップ」のURLは下記のとおり

http://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/index.jsp



QRコード

資格要件

◎本補助金の交付を受けるために必要な資格要件は以下のとおりです。

項目	内容
資格要件	対象住宅 ○令和3年4月1日以降に取得したもので補助申請日以前6ヶ月以内であること。令和3年3月31日以前に取得した住宅も補助申請日以前6ヶ月以内の取得であれば申請可能です。 ○所在が補助金の補助対象区域内であること。 ○居住の用に供する部分の床面積が25平方メートル以上であること。 ○不動産の登記がなされていること。
	対象者 ○対象住宅の所有者であること。 ○対象住宅の所在地に住民登録をしていること。 ○対象住宅の所有権移転又は所有権保存の登記原因日から、新築建売の場合は引渡し日から起算して遡り、1年間は対象区域に居住していないこと。（ただし、補助対象区域の賃貸住宅に居住していた場合は除きます。） ○世帯に属する者の所得の合計額が、1280万円以下であること。（5ページ参照） ○対象住宅の取得に関し、返済期間が10年以上の住宅ローンを借り入れていること。
	その他 ○世帯全員について、下記の要件を全て満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に、居住用の建物を所有していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・自治会に加入していること。※1 ・既に本制度及び旧「宇都宮市住宅取得支援事業補助金」を利用していないこと。 ・住宅取得に関する他の公的助成を同時に利用していないこと。 ・予算の範囲内での補助になりますので、受付期間中であっても受付を終了することがございます。

※1 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

洪水等の自然災害への備え

- ・近年、地球温暖化による台風の大型化や局所的豪雨の発生などによって、市内でも甚大な洪水被害等が発生しています。
- ・そのため、洪水等の自然災害に備え、事前にハザードマップにより、自宅付近で予想される浸水等の状況や、避難場所・避難経路を確認しましょう。
- ・また、浸水が想定される区域内にご自宅が所在する場合には、浸水への備え※をお願いします。

※ 浸水が想定される区域での浸水への備えの例

- ・寝室等の居住室を2階以上に設ける。
- ・止水板や土のうを準備する。
- ・地下室を設けない。
- ・コンセント、空調機器、給湯機器などの設備機器を、浸水深に応じた高さに設置する。
- ・避難に備え、非常用持出品や家庭内備蓄を準備する。 など

▼ハザード情報の確認はこちらから

・宇都宮市
ハザードマップ
(市HP)



・ハザードマップ
ポータルサイト
(国土交通省HP)



補助内容

◎本補助金の内容は以下のとおりです。

	内 容		
補助額	○以下の項目の内、該当するものを合算した額を補助します。		
	(1) 市外在住者(※1) (①+②の合計額：最大60万円)		
	① 基礎ポイント(住めばポイント) 【上限40万円】		
	ア 補助対象区域に住宅取得 + 20万円	}	上限40万円
	イ 高次都市機能誘導区域に居住 + 10万円		
	ウ 東京圏(※2)からの転入者 + 10万円		
	② 付加ポイント(愉快だポイント) 【上限20万円】	}	上限20万円
	ア 中古住宅(※3)の取得 + 5万円		
	イ 長期優良住宅(※4)の取得 + 5万円		
	ウ 二世帯住宅(※5)の取得 + 5万円		
	エ 誘導居住面積水準(※6)を満たす住宅の取得 + 5万円		
	オ 多世帯同居(※7)又は近居(※8) + 5万円		
	カ 多子世帯(※9)(子3人) + 5万円		
	キ 多子世帯(子4人以上) + 5万円		
	ク 市内勤労世帯(※10) + 5万円		
	ケ ダブルプレイス (二地域居住世帯(※11)) + 5万円		
	コ 地域活力向上加算地域(※12)への居住 + 5万円		
	サ テレワーク勤労世帯 + 5万円		
	(2) 市内在住者(※13) (①+②の合計額：最大30万円)	}	上限20万円
	① 基礎ポイント(住めばポイント) 【上限20万円】		
	ア 補助対象区域に住宅取得 + 10万円	}	上限20万円
	イ 高次都市機能誘導区域に居住 + 10万円		
	② 付加ポイント(愉快だポイント) 【上限10万円】	}	上限10万円
	ア 中古住宅の取得 + 5万円		
	イ 長期優良住宅の取得 + 5万円		
ウ 二世帯住宅の取得 + 5万円			
エ 誘導居住面積水準を満たす住宅の取得 + 5万円			
オ 多世帯同居又は近居 + 5万円			
カ 多子世帯(子3人) + 5万円			
キ 多子世帯(子4人以上) + 5万円			
ク 市内勤労世帯 + 5万円			
ケ ダブルプレイス(二地域居住世帯) + 5万円			
コ 地域活力向上加算地域への居住 + 5万円			
サ テレワーク勤労世帯 + 5万円			
請求手続き	○補助金交付請求書に必要事項を記入のうえ、交付決定通知書の写しを添付して、指定期日までに請求してください。		
支払い方法	○指定された口座に振り込みます。		

- ※1 市外在住者・・・・・・・・ 転入日(宇都宮市民となった日をいう。)以前の3年間に連続して2年以上市外に居住していた期間を有し、かつ転入して1年未満の間に住宅を取得した者又は転入して1年未満の者を含む世帯をいう。
- ※2 東京圏・・・・・・・・ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。
- ※3 中古住宅・・・・・・・・ 新築の日から起算して1年経過した住宅又は居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- ※4 長期優良住宅・・・・・・・・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年12月5日法律第87号)に基づき長期優良住宅の設定を受けた住宅をいう。
- ※5 二世帯住宅・・・・・・・・ 各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と構造上独立していること、各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所、風呂、便所等が備わり利用上独立していること、及び区分所有を行わないこと、いずれも満たす住宅をいう。
- ※6 誘導居住面積水準・・・・ 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で定める水準をいう。

子どもの人数の数え方

住戸の種類	単身	2人	3人	4人			
戸建	55㎡	75㎡	100㎡	125㎡	3歳未満	3歳以上 6歳未満	6歳以上 10歳未満
マンション等	40㎡	55㎡	75㎡	95㎡	0.25人	0.5人	0.75人

※世帯人数で子どもの人数は面積の緩和あり (世帯人数が子どもの人数を足して2人未満の場合は2人とする。)

- ※7 多世代同居・・・・・・・・ 世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属の複数世代によって同居すること。ただし、直系卑属が単身世帯である場合は単身世帯の転入に伴い世帯員が増えた場合に限る。
- ※8 近居・・・・・・・・ 市内の同一小学校区内又は隣接小学校区内において、世帯員いずれかの直系尊属の世帯又は直系卑属が別に居住していることをいう。
- ※9 多子世帯・・・・・・・・ 3人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯をいう。
- ※10 市内勤労世帯・・・・ 市内で就労する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者、法人経営者及び個人事業主がいる世帯をいう。
- ※11 二地域間居住・・・・ 補助対象世帯に属する者いずれかが市外に自己名義の居住の用に供する住宅を所有している世帯又は自己名義の居住の用に供する住宅を賃貸契約している世帯をいう。
- ※12 地域活力向上対象地域 　ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金交付要綱に示す地域をいう。(現在篠井地区のみ)
- ※13 市内在住者・・・・・・・・ 市外在住者に該当しない者又は世帯をいう。
- ※14 テレワーク勤労世帯・・・・ 市外で就労する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者、法人経営者及び個人事業主がいる世帯であって、自己の居住の用に供する住宅で情報通信機器を利用した業務を常時の勤務形態とする者がいる世帯をいう。

収入基準早見表

○所定の方法により算出した世帯所得 **1, 280万円以下が収入の基準**です。

世帯人数ごとの早見表は下表のとおりです。

なお、申請月が4～6月の場合は前々年分（令和1年1月～12月分）、それ以外の場合は前年分（令和2年1月～12月分）の収入が基準となります。

年間の所得金額合計（総収入金額から必要経費を除いたあとの金額）			
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
12,800,000円以下	13,180,000円以下	13,560,000円以下	13,940,000円以下

（参考）給与収入金額で見た場合

年間の給与収入金額（所得税，地方税，社会保険料等，全てが含まれた金額）			
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
15,000,000円以下	15,380,000円以下	15,760,000円以下	16,140,000円以下

※「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の合計欄の金額、あるいは市町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

※給与所得者が2人以上の場合、次の方法でそれぞれの所得金額を求め、その合計額が基準以下となれば対象となります。

【年間給与所得金額の計算（令和1（2019）年分）】

年間給与収入金額 A	年間給与所得金額
650,999円以下	所得金額=0円
651,000円 ～ 1,618,999円	所得金額=A-650,000円
1,619,000円 ～ 1,627,999円	所得金額=969,000円 ～ 974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> ①A÷4 として千円 未満の端数切捨て =B ., ...,000円 </div> <div style="width: 50%;"> 所得金額=B×2.4 所得金額=B×2.8-180,000円 所得金額=B×3.2-540,000円 </div> </div>
1,800,000円 ～ 3,599,999円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	
6,600,000円 ～ 9,999,999円	所得金額=A×0.9-1,200,000円
10,000,000円以上	所得金額=A-2,200,000

なお、世帯員に身体障がい者の方など、特別控除対象者がいる場合は、別途計算されますので、ご相談ください。

その他、5人世帯以上や、世帯員に公的年金を受けている方がいる場合等は、別途、お問合せください。

申請方法

(1) 交付申請の方法

- 交付申請書と7～8ページに記載してある必要書類を直接窓口（市役所9階・住宅政策課）に提出してください。
- 住宅取得の日（所有権移転または保存の登記原因日）以後6ヶ月以内に申請してください。

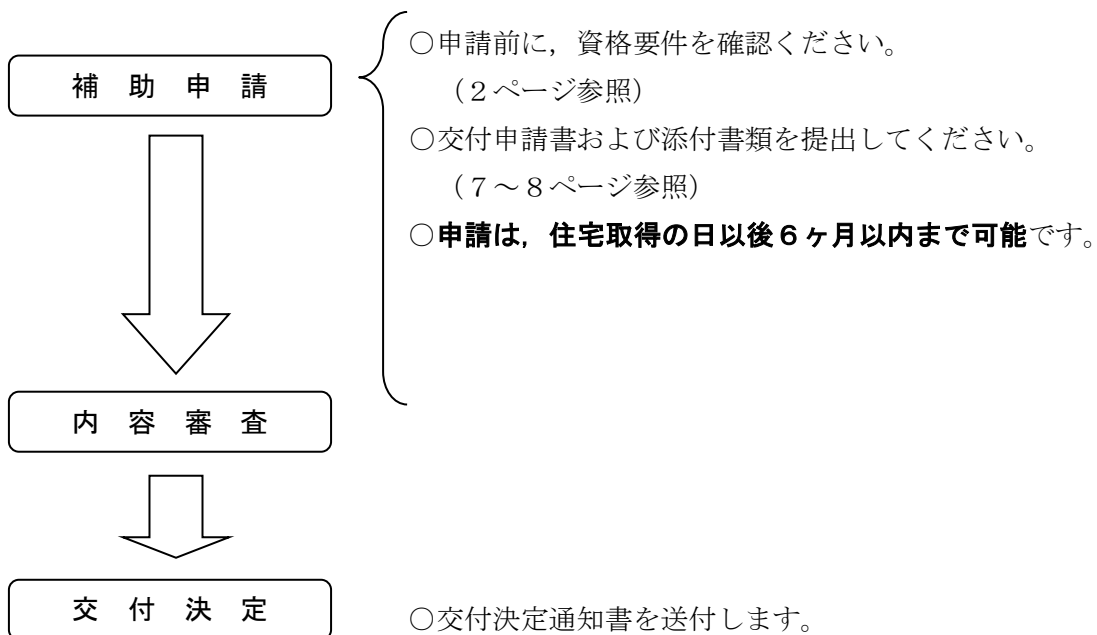
(2) 書類審査

- 申請書類に基づき、審査します。

(3) 交付決定の通知

- 審査の結果、要件に該当する世帯に対して、交付決定通知書（交付決定金額）を送付します。
- ※交付決定通知書は請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

【補助金交付申請～交付決定の流れ】



交付申請に必要な書類

○ 共通書類（申請に必ず必要な書類です。）

必要書類	内容
不動産登記事項 証明書 ※1	○補助対象住宅（建物）の不動産登記事項証明書で発行から 1ヶ月以内 のもの
住民票 ※2, 3	○補助対象区域内に異動した後の世帯全員のもので、続柄が記載されているもの
課税証明書 または所得証明書 ※2, 3	○前年分または前々年分の世帯収入または所得が表示されているもの ○収入のある方は全員必要です。 ○申請する時期により、提出する証明書の内容が変わります。 ア) 4～6月（令和2（2020）年分証明書が取得できない期間）の申請 ・令和1（2019）年分証明書を提出 ※令和2（2020）年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行 イ) 上記以外の月の申請 ・令和2（2020）年分証明書を提出 ※令和3年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行
融資契約書のコピー	○補助対象住宅の取得に係る借入金の融資契約書の写しで、当初借入金額が確認できるもの ○補助対象住宅の取得にあたり複数の融資契約をしている場合は、全ての契約書の写しが必要です。
売買契約書等のコピー	○補助対象住宅の取得に係る契約書等の写しで、工事請負金額や売買金額等取得費が確認できるもの ○住宅の取得とともに土地や権利の取得がある場合は、その取得費が確認できるもの
市税完納（納税） 証明書 ※2, 3	○市税に関する徴収金の滞納が無いことが証明できるもの ○市税を納めている方は全員必要です。 ○申請する時期により、発行する証明書の窓口が変わります。 ア) 4～5月の申請 ・令和2（2020）年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行 イ) 上記以外の月の申請 ・令和3年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行
自治会加入証明書 ※4	○自治会長の署名および押印が必要です。 ※自治会の加入については、市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）または、みんなでまちづくり課（632-2900）まで、お問い合わせください。 ※自治会がない場合は、自治会加入誓約書に、署名・押印いただきます。
口座振替依頼書	○補助金を受け取る本人名義の口座が確認できるもの
その他市長が必要と認める書類 ※5	

※1 不動産登記事項証明書は宇都宮地方法務局で交付しています。

※2 本市の場合、市民課（市役所1階）で住民票・戸籍全部事項証明書を、税制課（市役所2階）で課税証明書・所得証明書・市税完納証明書を交付しています。

※3 地区市民センター・各出張所では、住民票・課税証明書・所得証明書・市税完納証明書を全て交付しています。

※4 自治会加入誓約書は住宅政策課（市役所9階）にあり申請時に窓口で記入も可能です。

※5 **対象区域の賃貸住宅に居住していた場合は、その賃貸借契約書と家賃の支払いが確認できる書類が別途必要です。**

○ 追加書類（補助加算に該当するか確認するため必要な書類です。）

該当項目	必要書類	内容
長期優良住宅の取得	○長期優良住宅認定通知書 ※	○補助対象住宅（建物）が長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき長期優良住宅の設定を受けた住宅であることが確認できるもの
二世帯住宅の取得	○住宅の平面図等 ※	○各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と分離独立し、自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所、風呂、トイレ等が備わり利用上独立していることを確認できるもの
多世代同居世帯	○同居世帯に属する者すべての住民票 ○戸籍全部事項証明書等 ※いずれも必要	○同居している世帯全員のもので、住所、続柄が記載されているもの ○同居する世帯について、申請者又は世帯員の親子関係がわかるもの
近居世帯	○近居世帯に属する者すべての住民票 ○戸籍全部事項証明書等 ※いずれも必要	○近居している世帯全員のもので、住所、続柄が記載されているもの ○近居する世帯について、申請者又は世帯員の親子関係がわかるもの
市内勤労世帯	○勤務地証明書又は勤務地予定申告書 ○給与明細の写し ○社員証の写し 等 ※いずれか一つ必要	○市内企業へ就労又は就労内定が確認できるもの
多子世帯	○住民票又は同居家族状況表 ※いずれか一つ必要	○3人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯をいう。
二地域居住世帯	○不動産登記事項証明書又は賃貸住宅契約書（※市外所有又は契約中物件）	○市外に自己名義の居住の用に供する住宅又は賃貸住宅と契約していることが確認できるもの
テレワーク勤労世帯	○テレワーク従事証明書	○テレワーク勤労していること、就労先が市外企業であることを確認できるもの（就労先の住所が記載されているもの）

※長期優良住宅認定通知書、平面図については、補助対象住宅（建物）を建てた業者、ハウスメーカーにお問い合わせ下さい。

補助金の請求手続き

- 交付決定通知書と同時に、交付請求書を送付しますので、交付決定通知書の写しを添付して、**交付決定日より1ヶ月以内**に住宅政策課まで提出してください。補助金は、交付請求書受理後、指定口座に振り込みます。

【補助金請求～補助金支払いの流れ】

請求書類の送付

- 市から、下記の書類を送付します。
 - ・交付決定通知書、交付請求書

請求書および
必要書類の提出

- 交付請求書に必要事項を記入し、交付決定通知書の写しを添付して、指定期日までに提出してください。
※指定した期日までに請求書類の提出がない場合は、補助金の支払いはいたしません。

内容審査

補助金の支払い

- 指定の口座に振り込みます。

交付決定の取消・補助金の返還

- 下記該当した場合は、補助金の交付決定が取り消されます。
 - ・ようこそ宇都宮へ！マイホーム取得支援事業補助金交付要綱に違反した場合
 - ・偽りその他不正な手段により交付決定者となった場合
 - ・交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ・交付決定の日から5年以内に補助対象住宅を売買等により譲渡した場合
※別途居住状況を調査します。
- 上記事実が判明した場合は、補助金の全部または一部をすみやかに返還していただきます。

その他

- この補助金は、所得税法上、課税対象となります。確定申告の必要がある場合は、税務署にご相談ください。また交付決定通知書は大切に保管してください。
- 受付場所 **宇都宮市役所9階・住宅政策課**
※地区市民センター等では受付を行っておりません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）
- 注意点 提出された書類は返却いたしません。



【問い合わせ先】

都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

TEL : 028-632-2735

FAX : 028-639-0614

E-mail : u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

URL アドレス : http://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/index.jsp

QRコード

